

## 第五種共同漁業権遊漁規則

令和6年1月

刈谷田川漁業協同組合

刈谷田川漁業協同組合内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、刈谷田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 10 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、あゆ、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は口頭又はオンラインシステムにより行うものとする。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲以内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	1 人 3 本以内（ただし、あゆ、にじます、いわな、やまめの遊漁にあつては 1 人 1 本以内）

(遊漁の期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	遊漁期間
こい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふな	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うぐい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
あゆ	1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が公表する期間（ただし、10 月 1 日から 10 月 7 日までの期間を除く）。
にじます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
いわな	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
やまめ	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
1 刈谷田川ダム下流端から下流虎谷川との合流点まで。	1月1日から12月31日まで
2 刈谷田川と増沢川との合流点から上流700メートル。ただし、ふるさと交流広場脇、階段式護岸40m区間を除く。(栃尾フィッシングパーク)	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
ふな	7センチメートル
うぐい	7センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下及び肢体不自由者のときは無料とする。なお、中学校生徒でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは、表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。

魚種	漁具	種別	料金
こい	竿釣	1日	800円
ふな		1年	4,000円
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
あゆ	竿釣	1日	1,000円
		1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしな

なければならない。ただし、当該遊漁をする場所においては漁場監視員に納付することができる。

ミサワスポーツ店	長岡市金町2丁目2番38号
刈谷田ドライブイン	長岡市栃堀6969番地4
栃尾観光協会（道の駅R290とちお）	長岡市栃尾宮沢1764
栃尾フィッシングパーク	長岡市栃堀6044番地
刈谷田川漁業協同組合事務所	同上

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証に記載する事項は魚種、漁具・漁法、漁場区域、承認期間、遊漁料、発行者、注意事項とする。

（釣堀的漁場）

第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

名 称	開設の場所	開設の期間	濃密放流 魚種名	漁 具 漁 法	遊漁料（税込）
栃尾フィッシングパーク	刈谷田川と増沢川との合流点から上流700mの区間 （ただし、ふるさと交流広場脇、階段式護岸40m区間を除く）	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	餌釣 1回 大人 1,000円 未就学の幼児、小学生 1,000円  疑似餌 1日 大人 3,500円 未就学の幼児、小学生 2,000円 半日 大人 2,000円 未就学の幼児、小学生 1,500円

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる

行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、氏名、有効期間、注意事項、発行者名を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第 13 条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第 11 号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第 13 号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第 14 号
荒川	内共第 4 号	関川及び保倉川	内共第 15 号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第 17 号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第 18 号
新井郷川分水路、新井郷川及び 福島潟	内共第 7 号	早川	内共第 19 号
		海川	内共第 20 号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第 21 号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第 9 号	羽茂川	内共第 22 号
信濃川、加茂川、五十嵐川、 刈谷田川、魚野川、清津川	内共第 10 号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ケ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円 (税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円 (税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原群阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上 川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市枳堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 オンラインシステム等	

4 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、承認を受けた者の氏名、住所、承認期間、魚種、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁料、注意事項、その他参考となるべき事項及び発行者名とする。